

欧州特許庁、動物または植物の製造方法に関する審査ガイドラインを改訂

2011年7月6日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）長官は、5月30日、審査ガイドラインの動物または植物の製造方法に関する部分を改訂する決定を行い、当該決定の内容が6月28日にEPOのウェブサイトで公表された。

EPOの拡大審判部は、2010年12月9日に、植物の全体の遺伝子の交配と、それに続く植物の選別を含む、植物の製造方法に対して特許性を認めないとする2件の審決（「ブロッコリ事件(G2/07)」および「トマト事件（G1/08）」）を下しており、本改訂は当該審決を反映したものである。また、本改訂は決定と同時に適用されている。

改訂のポイントは次のとおり。

・交配と選別の段階の前後に、植物または動物の生成に関連する他の技術的段階または異なる処理がクレーム中に提示されていても、植物または動物の全体の遺伝子の交配とそれに続く選別に基づく植物または動物の製造方法は、本質的に生物学的であるとして特許性から除外されること、および、その方法は、たとえば、祖先または子孫を選別する遺伝子分子マーカーのような技術的性質の追加的特徴を包含していても、依然として本質的に生物学的であり特許性がないことが明確化された。

・植物遺伝子の全体の遺伝子の再配列および自然交配に依存しない遺伝子工学によって、植物へ遺伝子または遺伝因子を挿入することを含む方法は特許性があるものの、そのような方法のクレームは、交配と選別の段階を含んではならないことが明確化された。

－ EPOのプレスリリースは、以下参照 －

[Notice from the European Patent Office dated 30 May 2011 concerning amendment of the Guidelines for Examination in the European Patent Office](#)

－ ブロッコリ事件およびトマト事件に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[EPO 拡大審判部、交配を含む植物の生産方法に対して特許性を認めない審決（2010年12月11日）](#)

(以上)